

別表十四(二)

26欄及び42欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十四(二) 平二十四・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合					
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円	損出した寄附金	長期給付事業への繰入利子額	25	円	
		特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2				同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	3				金額	27	
		(1)+(2)+(3)	4				計	29	
		完全支配法人に対する寄附金額	5				金額	30	
		所得金(別表四「26欄」)					当額(当法人で)	31	
		寄附金支出前所得金額(6)+(7)-(8)					特別限度額	32	
		同上の2.5又は100分の100					長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額(25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33	
		期末の資本(別表五(一))					限度額(1)と(33)のうち少ない金額	34	
		同上の月割(10)×1,000					附金額及び寄附金額以外の寄附金額	35	
損金不算入額	寄附金支出前所得金額(8)×5%	寄附金支出前所得金額(8)×5%				付金額及び寄附金額	36		
	期末の資本金等の額の月数換算額の2.5又は3.75%相当額(11)	期末の資本金等の額の月数換算額の2.5又は3.75%相当額(11)	15			されない金額	37		
	特定公益増進法人等の特則に損算(14)	特定公益増進法人等の特則に損算(14)				寄附金額及び寄附金額	38		
	特定公益増進法人等に対する指定寄附金(2)と(14)又は(16)	特定公益増進法人等に対する指定寄附金(2)と(14)又は(16)					40		
	国外関連者に(4)の寄附金額のうち同上(4)	国外関連者に(4)の寄附金額のうち同上(4)							
	同上のうち損金(20)-(9)	同上のうち損金(20)-(9)							
	国外関連者	国外関連者							
	完全支配関係がある(21)	完全支配関係がある(21)							
	寄附した	寄附した							
計					計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細									
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額	42			円	
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細									
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額				円	

26欄

42欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、「第66条の11の2第1項」又は「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第1項」  
 ②区分番号に、「00393」又は「00375」  
 ③当該別表十四(二)26欄の金額(円単位)を記載してください  
 (注) 認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、「第66条の11の2第2項」※又は「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第2項」  
 ②区分番号に、「00394」又は「00424」※  
 ③当該別表十四(二)42欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に「認定特定非営利活動法人」、「旧認定特定非営利活動法人」又は「仮認定特定非営利活動法人※」の記載があるものの合計額(円単位)を記載してください  
 ※「第66条の11の2第2項」の規定に該当する寄附金のうち、仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金については「00424」